

# 第1回産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会 議事要旨

【日時】令和2年2月20日（木） 10:00～ 11:20

【場所】宮城県行政庁舎11階 第二会議室

【出席者】（敬称略）

＜委員＞（◎は座長、○は副座長）

青沼 廣利	一般社団法人みやぎ工業会	専務理事
岩沼 徳衛	宮城県中小企業団体中央会	副会長
風間 基樹	東北大学大学院工学研究科	土木工学専攻 教授
○是則 恭士	一般財団法人日本環境衛生センター	事業推進役
鈴木 昇	一般社団法人宮城県産業資源循環協会	会長
武山 徳蔵	一般社団法人宮城県建設業協会	会長代理 専務理事
山田 一裕	東北工業大学工学部	教授
◎山田 正人	国立研究開発法人国立環境研究所	資源循環・廃棄物研究センター 国際廃棄物管理技術研究室 室長

＜オブザーバー＞

茂泉 礼司	公益財団法人宮城県環境事業公社	専務理事
阿部 勝彦	公益財団法人宮城県環境事業公社	業務部長

＜事務局＞

大森 克之	宮城県環境生活部長
小松 直子	宮城県環境生活部次長
柳澤 宏	宮城県環境生活部循環型社会推進課長
今野 佳之	宮城県環境生活部循環型社会推進課 副参事兼課長補佐 (総括担当)
建入 ゆかり	宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術副参事兼課長補佐 (総括担当)
川端 淑子	宮城県環境生活部循環型社会推進課 技術補佐 (総括担当)
長船 達也	宮城県環境生活部循環型社会推進課 施設班 技術補佐 (班長)
青木 崇	宮城県環境生活部循環型社会推進課 施設班 技術主査

＜委託事業者＞

株式会社エックス都市研究所

【配布資料】

資料1	産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会開催要綱
資料2	懇話会の開催目的とスケジュールについて
資料3	宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針
資料4	ゾーニング手法等により抽出した適地について
資料5	候補地の一次選定方法（案）について

## 1 開会

## 2 あいさつ

- 大森部長より挨拶があった。

## 3 座長・副座長選出

- 事務局より資料1の説明があった。
- 山田正人委員が座長として、是則恭士委員が副座長として選出された。

## 4 会議の公開・非公開の決定

(事務局) 本懇話会における最終処分場の候補地選定については、県民の皆様も関心があるテーマであり、その検討過程の透明性を確保することが求められているところであるが、検討初期の段階で特定の場所が公になると、その地域の住民の方々に、不必要な混乱を招いたり、その後の検討や事業の円滑な遂行に支障が生じたりする恐れがあることから、情報公開条例第19条の規定により、本日そして次回以降の会議は全部、または一部を非公開にする。

(委員一同) 異議なし

- 今回は、議事(2)までを公開、(3)からを非公開とすることとなった。
- 次回以降は、全部または一部を非公開とすることとなった。

## 5 議事

(1) 懇話会の開催目的とスケジュールについて

- 事務局より資料2の説明があった。

(事務局) 県が関与して整備した「クリーンプラザみやぎ」は、残余容量がわずかとなりつつある。今後も県内において産業廃棄物の処理を安定的に行うための検討を行い、「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定した。県が候補地選定を行うにあたり、産業廃棄物最終処分場候補地選定懇話会を開催する。選定方法や選定条件について議論していただいて候補地を絞り込み、県が候補地決定作業を進めていく。

本懇話会は計3回程度の開催を予定する。最終回までに数か所に絞り込む。懇話会終了後、候補地自治体との調整等を踏まえて、県が候補地決定する。今回の会議では、ゾーニング手法で抽出した適地を示した上で、一次選定条件を検討いただく。第2回は5月頃の予定で、10か所程度に絞り込んだ候補地を示

した上で、二次選定条件を検討いただく。第3回は夏以降の予定で、総合評価の結果を示す。その後は候補地自治体との調整を経て、候補地決定に向けて作業する。

- 主な意見等は以下のとおり。

(委員) 数か所から最後の1か所を選ぶときの絞り込み条件や理由は考えているのか。

(事務局) まだ想定できていないが、基本方針の選定にあたっての重要事項である用地取得、排水処理などが評価のポイントになってくると考えている。

(事務局) 二次選定の総合評価の結果を尊重したいと考えている。地元の意見を踏まえて最終的に決断する。

## (2) 宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針について

- 事務局より資料3の説明があった。

(事務局) 公共関与の最終処分場であるクリーンプラザみやぎは、残余容量が逼迫している。産業廃棄物の安定的処理、環境負荷の少ない経済活動の持続のため、「今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」を開催し、「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定した。

p3 震災廃棄物の受入れの影響により、クリーンプラザみやぎの残余年数は、令和7年度までの6年程度と見込まれる。

p4 震災以降、最終処分量が増加しており、中でも建設業と製造業からのものが増加している。

p7 次期最終処分場の搬入量は、6万4千～10万2千トンと推定している。

p7 ①適正処理推進と経済活動の発展、②災害廃棄物の受け皿の確保、③民間による整備の困難性、④公共関与整備を求める要望、等の理由により、全委員から公共関与により整備すべきとの意見をいただいた。

p8 クリーンプラザみやぎと同じく、県内から排出される同種の産業廃棄物を対象とした。埋立期間は20年、埋立容量は170万～270万 $\text{m}^3$ とした。

p10 事業主体と事業方式は、立地場所の選定、設計、建設費等を把握して引き続き検討する。

p10 候補地選定は、有識者等の意見を伺いながら進めることとしたため、本懇話会を開催している。

p11 クリーンプラザみやぎの埋立終了後は、円滑に次期最終処分場に業務を移行する。次期最終処分場の閉鎖までの長い期間維持管理を確実に実施できる事業主体を選定する。重要事項の①適地選定・用地取得については、法的規制や地形的制約条件がない処分場に適した場所を選定するとともに、用地取得

の容易性も考慮する。周辺住民への丁寧な説明を行う。処分場の規模は170万㎡の確保が望ましいが、確保できない土地でも他に候補がない場合は対象とする。交通アクセスは幹線道路への接続が容易なことが望ましい。②排水処理については、周辺住民への影響を考慮しながら処理方法を検討する。③事業主体の選定については、趣旨を理解し、長期間安定して運営維持管理できる事業主体を選定する。クリーンプラザみやぎの建設当初から運営維持管理する公社を事業主体とすることを選択肢の一つとして考える。

- 主な意見等は以下のとおり。

(委員) p9の埋立対象物に廃水銀等処理物の記載がない。埋立対象としないのか。  
(事務局) 詳細は詰めていない。今の公社の現状を踏まえて検討する。

(委員) この会議では重要事項の①適地選定・用地取得の方針に従って場所を決める。

(委員) 災害廃棄物の受け皿としては、最終処分場よりも中間処理や仮置き場としての機能が重要となる。広域処理する場合は船での輸送も考慮する。また、運搬を考慮すると県北と県南に1つずつ処分場を造った方が負荷かからないのではないかと。

(事務局) 災害廃棄物の受け皿の確保は、可能な限り中間処理した上で処分場に入れるという趣旨である。台風19号でも最終処分場の確保に苦労している。複数か所は、地域住民の理解を得る必要があるので、今後検討する。

(事務局) 確保できた用地の規模を見て中間処理機能の要否を検討する。民間の競合にならないという点でも要否を見極める。

(委員) 廃プラの受入を出来る限り減らし、受け入れざるを得ない物を受け入れるという姿勢を見せる必要があるのではないかと。廃プラの受入基準等の考えがあれば教えてほしい。

(事務局) リサイクル、減量化を推進し、それでも処理困難なものを受入れる方向で考えている。

(委員) 重要事項の②排水処理で水をどこに出すのかという問題がある。利水、用水、河川の状況等を考えて用地を選定する必要がある。

- 以後非公開のため、報道関係者は退出。

(3) ゾーニング手法等により抽出した適地について

- 事務局より資料4の説明があった。

(事務局) 過年度実施した机上調査によって数十か所の適地を抽出した。

最終処分場の立地に関する法規制を他県の先行事例等を参考に整理した。法規制のうち、規制条件をレイヤとして色分けして白地図上に示した。一定の手順を踏めば開発行為が可能なものは規制条件として設定しなかった。

規制条件がかからないエリアから敷地面積要件、埋立容量要件、アクセス要件、地形要件を抽出条件として適地のスクリーニングを行った。注意事項として、農用地区域以外の農地の中でも転用が困難な一団の農地は本来は除外対象だが、現地踏査等で利用状況を個別に把握する必要があるので、現段階では除外対象としなかった。

- 主な意見等は以下のとおり。

(委員) 図上のオレンジ色の区域が農用地区域か。

(事務局) 農用地区域は転用禁止なので外している。農用地区域以外の農地の中でも甲種、1種は現況を把握しないとなんとも言えないので、次の段階でそれら優良農地を含むかを判断する。

(委員) 人の目に触れやすい場所とするか、隔離して見えにくい場所とするか、考え方を教えていただきたい。また、地図でどのようにそれを受け取れるのか。

(事務局) 現段階はあくまでも机上での選定であり、住宅からの距離等は現地踏査を踏まえて次回1か所ずつお示ししたい。

(委員) 規制条件レイヤには、入ってなければいいものと、遠いほどいい、近いほどいいなどの程度の問題のものがある。数十か所を評価するときには、事の軽重がわかるような重み付けをしていただきたい。

(委員) 赤線で囲ったか所のほかに適地はないのか。図上にはまだ白いか所がいっぱいある。

(事務局) 開発コストや期間を考え、天然の窪地で容量が確保できるか所を選定した。

(委員) やり直しが生じた場合どうするのか。数十か所以外にも適地があるのか。

(事務局) 容量や面積を小さくして選び直すことを考えている。

(委員) 次の段階で、土地の特徴、周辺の状況、公道からのアクセス、周辺の家、

下流の水域・河川、地権者数などの具体的な資料が出てくると考えてよいか。(事務局) 一次選定で数十か所の詳細な情報を示す。地権者は更に絞り込んだ二次選定で配慮する項目になると考えている。

#### (4) 候補地の一次選定方法(案)について

- 事務局より資料5の説明があった。

(事務局) 机上調査は、ゾーニング手法で設定した規制条件以外で、最終処分場の立地に不利あるいは不適となりうる区域の調査を想定している。下水幹線からの近接エリアについては、処理水を公共用水域に放流する場合は下流域の利害関係者等の理解を得ることは困難と想定され、利害関係者の不安を最低限とするため下水放流を基本として評価を行いたいと考えている。排水処理は整備基本方針の重要事項にも挙げている。

現地踏査は、他県の事例を参考に、①自然環境、②生活環境、③土地利用状況、④水源、などの観点での評価を考えている。①自然環境保全は、植生自然度、自然の改変度、地形、②生活環境は、適地内建築物数、周辺住宅数、③土地利用状況は、適地内の土地利用、アクセス上の支障物件、適地へのアクセス性、④水源は、農業水源、水道水源、⑤その他は、指定文化財、一団の農地を確認したいと考えている。

机上調査、現地踏査の結果を用いて数十か所分の個票を作成した上で、表3の例示のように絞り込みを行いたいと考えている。

下水管線からの5km以内のエリアは、5km離れたエリアを除外する趣旨に修正させていただく。

- 委託事業者より現地調査方法の説明があった。

(委託事業者) 植生自然度は10段階に区分されたデータベースと現地が相違ないか確認する。自然の改変度は地図と現地の齟齬を確認する。地形は抽出条件(窪地、埋立容量等)を確認する。適地内建築物数は適地内の建築物(住宅、倉庫等)を確認する。周辺住宅数は周辺の住居数を確認する。適地内の土地利用は水田、森林などを確認する。アクセス上の支障物件は、工事、搬入に使用する大型車両の通行可否を確認する。適地へのアクセス性は、重量制限のある橋等を確認する。農業水源はため池の数や利活用状況を確認する。水源は飲用水、生活用水に利用されている水源の数や利活用状況を確認する。その他はほかに現地で確認できたことを記載する。調査内容は地図上に書き入れる。現地の写真はわかりやすく整理する。

- 主な意見等は以下のとおり。

(委員) 決定的な支障は赤で色づけして示していただきたい。事業計画では通常リスク要因を拾い出す。建設時、運用時のリスクはあるが、廃止時(跡地利用)のことも視野に入れた方がよい。アクセスのコストは重要なので、リサイクルセンター等の廃棄物発生場所との位置関係を考慮すべき。地すべり指定地等は不適という判断であるが、一方で他の用途には使えないけれども(適切な改良を施せば)最終処分場には使える場所もあるのではないかと考えている。

(事務局) 除外するところを赤字にして一次選定結果を表3のようにとりまとめたかと考えている。その際に強弱、優先順位は考慮する。発生場所からの距離は、二次選定の際に排出重心との距離を評価項目としたいと考えている。

(委員) 周辺住宅数の適合条件に文教施設の記載があるが、アクセス道路が通学路かどうかや、車道と歩道が分かれているかを確認していただきたい。

(事務局) 検討項目に追加したい。

(委員) コスト、経済性は二次選定での検討となるのか。対策工(軟弱地盤、地すべり等)は大きなコストがかかる。また、点数付けによる評価は行うのか。

(事務局) 二次選定において、開発期間やコストを評価項目としたいと考えている。点数付けは、現在の一次選定方法で絞り込まれる数があまりに少なくなるときに考えたい。二次選考では点数付けして総合評価することを考えている。

(委員) 山の中にある墓や、指定文化財となっていない地蔵などは動かしがたい。それらをよく見ていただきたい。ただしそれらは地元の人に聞かなければわからない。また、魚のいい釣り場や、鳥の生息地など、野生動物の観点も入れるべき。それらの移設はお金がかかる。これも地元の人に聞かないとわからない。よく見てきてほしい。

(事務局) そういった視点も考慮する。

(委員) 他の委員が言う2か所の設置が無理な場合は、運搬中の廃棄物の飛散を考慮すると、処分場は県の中央としていただけるとありがたい。

(事務局) 二次選定で排出重心を検討項目とすることを考えている。

(委員) 自然の改変度の適合条件の記載が漠然としている。優れた自然環境の度合いをどのように考えるのか教えていただきたい。

(事務局) 現時点では考えていない。尺度を検討する。

(委員) アクセスが農産物直売所、道の駅を経由しなければいけない状況なのか

を確認していただきたい。また、放流先下水道において下水汚泥から堆肥を作って農地還元できないかなど、下水汚泥の利用状況に注意していただきたい。

## 6 その他

- 各委員から以下のコメントがあった。

(委員) 県として廃棄物を出さない社会づくりを推進し、その上でどうしても出ざるを得ないものの最終処分をお願いする、と訴えないと、受入側だけ我慢しなければいけないという発想になる。ごみを出さない取組を積極的に進めていただきたい。

(委員) 私の立場からいうと、アクセスを考えると県の中央にあった方がよいと考える。台風19号で大きな問題になったことを考えると、災害廃棄物の一次仮置き場としての機能を兼ね備えるとよいと感じた。

(委員) 産業廃棄物の問題は経済・生活にも関わる重要な問題である。この機会を通じて県民の皆様に理解してもらいたい。また、いきなり1か所が決まりという形で話をすると理解してもらえない。適正なプロセスに沿って絞り込んでいくことが大切になると思っている。

(委員) 迷惑施設という話だと議論が進まない。どうしても必要な物を造るという形でやっていただきたい。リサイクル、減容化をとことんまで努力してやっていることを見せるなどして、最終処分場はリサイクル、減容化とセットとしないと理解されないと思っている。また、建設廃棄物のリサイクルが進んでいるのは、50km圏内など適切な間隔で適切な地域に中間処理施設が整備されているからである。廃棄物種別ごとに中間処理やリサイクル施設がどこにあるかを把握し、最終処分場の位置を検討すると効率がよくなる。

(委員) 住民の皆さんの意見を聞いていると山の方にいってしまう。使う方の利便性を重視し意見を聞きつつ、地域の住民の方々のご意見も聞きながら進めるとよい。そうすればおのずと場所は決まってくると思う。

(委員) 100年、200年に一度の自然災害がいつ起きてもおかしくない。自然の地形の選び方は難しい。その点も検討していただきたい。

(委員) もう少し人に近づいた決め方が必要。廃棄物処理の立場では必要な施設だが、施設が近くに来る人の立場になると迷惑施設となる。納得はしないが

受け入れられるくらいのことは考えなければならない。また、処分場のメリットを示していかなければならない。例えば跡地利用は大きなメリットとなる。もう少し人に近づいた決め方を考えていただきたい。

- 事務局より説明があった。

(事務局) 本日欠席している委員からは、今回の選定手法は恣意的な内容ではなく、定説的な手法により客観的に選定されていると思われ、とのご意見をいただいている。

## 7 閉会